

毎週火・金曜日発行

山口県報

令和5年
10月24日
(火曜日)

目次

○告示

瀬戸内海環境保全特別措置法第五条第一項の規定に基づく許可申請の概要 (環境政策課) 一

漁業災害補償法第八十二条第二項の規定による同意 (農林水産政策課) 三

保安林予定森林 (美祿市) (森林整備課) 三

保安林の指定 (岩国市) (森林整備課) 四

漁船損害等補償法第十二条第一項の規定による同意 (水産振興課) 四

土砂災害警戒区域の指定の解除 (砂防課) 四

土砂災害特別警戒区域の指定の解除 (砂防課) 五

○公告

特定開発行為に関する対策工事等の完了 (砂防課) 五

開発行為に関する工事の完了 (建築指導課) 五

山口県告示第三百号



瀬戸内海環境保全特別措置法 (昭和四十八年法律第百十号) 第五条第一項の規定に基づく特定施設の設置の許可の申請があったので、その概要を次のとおり告示する。

当該特定施設を設置することが環境に及ぼす影響についての調査の結果に基づく事前評価に関する事項を記載した書面は、令和五年十月二十四日から同年十一月十四日までの間、山口県環境生活部環境政策課及び宇部市市民環境部環境政策課において公衆の縦覧に供する。

令和五年十月二十四日

山口県知事 村岡 嗣 政

- 一 申請者の氏名又は名称及び住所
氏名又は名称 セントラル硝子株式会社
住 所 宇部市大字沖宇部五二五三番地
- 二 工場又は事業場の名称及び所在地
名 称 セントラル硝子株式会社宇部工場
所在地 宇部市大字沖宇部五二五三番地
- 三 特定施設に関する事項
(一) 種類、構造及び使用時間間隔等

種 類	構 造		使 用 の 方 法	
	能 力 ($N^3/m^3/日$)	工 事 着 手 予 定 日	工 事 完 成 予 定 日	使 用 開 始 予 定 日
二七一ヌ	〇・〇五	令和五、 一、一五	令和五、 一、一五	令和五、 一、一五
備考 「二七一ヌ」とは、水質汚濁防止法施行令 (昭和四十六年政令第百八十八号) 別表第一 第二十七号の無機化学工業製品製造業の用に供する廃ガス洗浄施設をいう。				間 隔 連 続 二 四 時 間 一 日 当 た りの 使 用 時 間 季 節 的 変 動 の 概 要

凝集沈殿槽	沈殿池		凝縮沈殿槽	
	処理後	処理前	処理後	処理前
八・四	〃	〃	九	八・四
九〃七	〃	〃	一二〃九	〃
〃	七	〃	〃	〃
二〇	〃	〃	二二	一八
一六	〃	〃	一八	一六
二五	〃	一、〇〇〇	六、〇〇〇	二五
〃	〃	〃	五〇	〃
五六	〃	〃	八〇	五九
〃	〃	〃	〇・四	〇・三
一	〃	〃	五〇	〇・九
〃	〃	〃	〃	〃
二、五六七・七	二、七三〇・二	〃	一、六八三・五	九、四六四・四
一六、三七二・四	一七、四二一・三	〃	一七、四二一・三	一三、七六九・六
				一〇、三〇二・五
				一四、八一八・五

五 排出水の汚染状態の値及び排出水の量

No. 3 排水口	排水口の		汚染状態の値		排水の一日当たりの量 (m ³)
	通	最大	通	最大	
八・四	水素イオン濃度 (水素指数)	九〃六	化学的酸素要求量 (mg/l)	二〇	一四、四一五・九
〃	浮遊物質量 (mg/l)	一六	窒素 (mg/l)	二八	一六、三七二・四
〃	窒素 (mg/l)	二五	燐 (mg/l)	〇・三	
〃	ふっ素 (mg/l)	一		一	
〃		一四		一四	

山口県告示第三百一十号

漁業災害補償法（昭和三十九年法律第百五十八号。以下「法」という。）第百八条第五項において準用する法第百五条の二第三項の規定による届出を審査した結果、次の区域及び区分について法第百八条第二項の規定による同意があったと認めた。

令和五年十月二十四日

山口県知事 村岡 嗣政

川棚区域	区	域	区	分
法第百四条第二号に掲げる漁業				

山口県告示第三百一十号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条の二第一項の規定により、保安林を次のように指定する予定である。

令和五年十月二十四日

山口県知事 村岡 嗣政

一 保安林予定森林の所在場所

- 美祢市東厚保町川東字西ケ迫二一七九、一一八〇、一一八三、美東町真名字宮ノ後一〇二六四の一、一〇二六五、一〇二七一、一〇二七二、一〇二七三の第一、字防ヶ浴一〇二七〇、字防ヶ浴一〇二七八の一、於福町上字上西寺一〇九六〇、一〇九六五の一、一〇九六七、一〇九六九

二 指定の目的

水源の涵養

三 指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

- 1 次の森林については、主伐は、択伐による。

美祢市東厚保町川東西ケ迫一一八〇(次の図に示す部分に限る。)、美東町真名字宮ノ後一〇二六五・一〇二七二(以上二筆について次の図に示す部分に限る。)、於福町上字上西寺一〇九六〇・一〇九六五の一(以上二筆について次の図に示す部分に限る。)

- 2 その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
3 主伐として伐採をすることができる立木は、美祢市森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
4 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

- (二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種
次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を山口県農林水産部森林整備課及び美祢市建設農林部農林課に備え置いて縦覧に供する。)

山口県告示第三百三三号

森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第二十五条の二第一項の規定により、保安林を次のように指定する。

令和五年十月二十四日

山口県知事 村岡 嗣 政

一 保安林の所在場所

- 岩国市周東町明見谷字岩瀬戸三一、三一の一、三二二の一、三二二の二、一〇二〇六の一、一〇二〇七、一〇二〇九、字岡三五二の一、字どうどう一〇二二六の四、一〇二二七の二、一〇二三〇、字宮ケ谷一〇二二九、周東町瀬越字樽口三五九一、三五九三、三五九四、一三〇九四、字さやの向一〇一九三、周東町川上字金山一〇五六の三、一〇五六の四

二 指定の目的

土砂の流出の防備

三 指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

- 1 主伐に係る伐採種は、定めない。
2 主伐として伐採をすることができる立木は、岩国市森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
3 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

- (二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種
次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を山口県農林水産部森林整備課及び岩国市農林水産部農林振興課に備え置いて縦覧に供する。)

山口県告示第三百四号

漁船損害等補償法(昭和二十七年法律第二十八号)第一百二十二条の二第二項の規定による届出を審査した結果、次の加入区について、同法第一百二十二条第一項の規定による同意があったと認めた。

令和五年十月二十四日

防府市加入区

山口県知事 村岡 嗣 政

山口県告示第三百五号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律(平成十二年法律第五十七号)第七条第六項の規定により、土砂災害警戒区域の指定に関する告示(平成二十八年山口県告示第二百六十六号)により指定された区域についての指定を次のとおり解除する。

令和五年十月二十四日

山口県知事 村岡 嗣 政

一 解除に係る区域の名称

山の田南町(一)(3)

二 解除に係る区域の範囲

次の図のとおり

三 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類

急傾斜地の崩壊

(「次の図」は、省略し、その図面を山口県土木建築部砂防課及び下関市総務部防災危機管理課に備え置いて縦覧に供する。)

山口県告示第三百六号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成十二年法律第五十七号）第九条第八項の規定により、土砂災害特別警戒区域の指定に関する告示（平成二十八年山口県告示第二百六十八号）により指定された区域についての指定を次のとおり解除する。

令和五年十月二十四日

山口県知事 村岡 嗣 政

- 一 解除に係る区域の名称
山の田南町(一)(3)
 - 二 解除に係る区域の範囲
次の図のとおり
 - 三 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊
- （「次の図」は、省略し、その図面を山口県土木建築部砂防課及び下関市総務部防災危機管理課に備え置いて縦覧に供する。）



(二〇〇) 特定開発行為に関する対策工事等の完了

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成十二年法律第五十七号）第十八条第三項の規定により、特定開発行為に関する対策工事等の完了を次のとおり公告します。

令和五年十月二十四日

山口県知事 村岡 嗣 政

- 一 開発区域に含まれる地域の名称
下関市山の田南町
- 二 特定開発行為の許可を受けた者の住所及び氏名
大阪市北区梅田三丁目三番五号
大和ハウス工業株式会社

(二〇一) 開発行為に関する工事の完了

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第三十六条第三項の規定により、開発行為に関する工事の完了を次のとおり公告します。

令和五年十月二十四日

山口県知事 村岡 嗣 政

- 一 開発区域に含まれる地域の名称
熊毛郡平生町大字曾根字坂本
- 二 開発許可を受けた者の住所及び氏名
広島県廿日市市梅原二丁目三番一四号
株式会社ノースライナー

令和五年十月二十四日
印刷発行

発行人
所

山口県
知事
庁